岩手大学硬式野球部ＯＢ・ＯＧ会　会則

（名 称）

第1条 本会は，岩手大学硬式野球部ＯＢ・ＯＧ会と称する。

（目 的）

第2条 本会は岩手大学硬式野球部の発展に寄与し、会員相互の親睦をはかり、もって学

生野球の発展に貢献することを目的とする。

（組 織）

第3条 ＯＢ・ＯＧ会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員 岩手大学在学中，硬式野球部に籍のあった者。

2. 特別会員

（１）岩手大学硬式野球部の顧問教官，部長の経験者でＯＢ・ＯＧ会の趣旨に賛同し，

入会する者。

（２）正会員以外の者で岩手大学硬式野球部に対し功績があった者。

（役員並びに任務）

　第4条 　ＯＢ・ＯＧ会に次の役員を置く。役員はＯＢ・ＯＧ会員の中から選任され，任期は1年とし，再任を妨げない。

会長 1 名

副会長 2 名

幹事長　1名

事務局長 1 名

幹事　各学年1名以上

監事2 名

　　第5条　役員の選出

1. 会長は総会において会員の中より選出する。
2. 副会長は会長が委嘱する。
3. 幹事長は幹事会において互選する。
4. 事務局長は総会において選出する。
5. 幹事は各学年毎に適任者を推薦し、退任の場合は当該学年から後任を推薦する
6. 監査は総会において選出する。

第6条 役員の任務

1　会長はＯＢ・ＯＧ会を代表し，会務を総括する。

2　副会長は会長を補佐し，会長不在のときは，その職務を代行する。

3　事務局長は事務局を統括しその運営執行にあたる。

4 幹事は，同学年を代表して会員の情報を集約し、会費徴収に努める。

5 監事は、本会の会計を監査し、その結果を幹事会に報告する。

（総　会）

第7条 総会は毎年1回とし、臨時総会は必要に応じ、それぞれ会

長が招集して開催す

る。

1. 総会は，ＯＢ・ＯＧ会員をもって構成し，会長が召集しその議長となる。
2. 総会は，毎年1回及び必要により開催することとし，次の事項について審議し決定

する。

（1） 規約の制定・改廃に関すること。

（2） 役員の選任に関すること。

（3） 予算・決算に関すること。

（4) その他ＯＢ・ＯＧ会に関し重要な事項について。

　　3　議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長が決するところによ

　　　る。

（会費並びに会計）

第8条 ＯＢ・ＯＧ会の会費は，３５歳以下年額一口1,000円、36歳以上年額一口3,000

円とする。ただし，2口以上納めることは差し支えない。

第9条 ＯＢ・ＯＧ会の会務に必要な経費は，会費・寄付金・その他の収入をもって充て、その会計年度は 毎年，11月1日に始まり10月31日に終わる。

（事務局）

第10条 ＯＢ・ＯＧ会の事務を処理するため，事務局を置く。

1. 事務局所在地は岩手大学野球部内（盛岡市上田3丁目18番8号）におく。
2. 事務局の運営は，事務局長及び，必要に応じて事務幹事を置きこれを行う。

3　事務幹事は事務局長が指名し，総会の承認を受けなければならない。

4　事務局の運営等については，必要に応じ会長が事務局長に指示する。

（その他）

第11条 この会則に定めるもののほか，会則の施行に関し，必要な事項は会長が定める。

附則 この会則は，令和2年2月22日から施行する。

附則 この会則は、令和4年11月19日から一部改正施行する。